

清国招聘時に形成された小河滋次郎の救済思想

— 『法律新聞』論稿に着目して—

東洋大学講師（非常勤） 益田 幸辰（4901）

キーワード：小河滋次郎、清国招聘、法律新聞

1. 研究目的

本研究の目的は、清国に招聘中の見聞によって形成された小河滋次郎の救済思想について、『法律新聞』に掲載された彼の論稿を検討することによって、その一端を明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

小河の清国招聘に関する先行研究では、遠藤興一（1982b）、小野修三（1998）、孔穎（2015）が挙げられ、そこでは主に招聘の経緯や清国における小河の役割、影響について議論されていたといえる。このような検討から、清国招聘時における小河の救済思想形成については、研究の余地があると考えた。そこで、本研究では小河が帰国後『法律新聞』に発表した清国の監獄とそれに伴う救済に関する論稿をもとに検討することにした。対象となる論稿は1911（明治44）年2月28日発行の699号、同年3月15日発行の702号、同様に4月5日発行の706号、4月12日発行の709号、5月5日発行の713号である。

3. 倫理的配慮

「研究倫理指針」に従い、他説を引用する際や引用において細心の注意を払った。

4. 研究結果

小河滋次郎は、第1に『法律新聞』699号に掲載された「民生部直轄」の「習藝所」、第2に『法律新聞』702号に掲載された「順天府所属」の「習藝所」、第3に『法律新聞』706号に掲載された清国の中央監獄である「法部所属の南北監獄」、第4に『法律新聞』709号及び713号に掲載された「保定府」所属の「工藝局」を取り上げた。そこで、まず「民生部直轄」の「習藝所」は分房の設備なく雑居房をだけで構成されている（小河1911a:14）。現収容人員は300人となっており、在監者の内訳について受刑者は63人で、72人の浮浪者とそれ以外は単純な貧民であり、その貧民の半分以上が10歳から16,7歳の貧民の少年ということであった。つまり、この監獄は、労役場と養育院と感化院をも兼ねて、未分化の状態にあり、在監者のほとんどが浮浪者と貧しい少年であった。このことは小河にとって、年来のテーマである貧民階級の児童保護と犯罪の関係を考える上で、またとない機会となり、「吾人豈多大の感興なきを得んや」という感想につながった（小河1911a:14）。ここでも、監獄の問題が、浮浪者・失業者・未成年犯罪者をどのように処遇するかということであり、その根底にはこのような貧民の問題をどうするのか、という小河の問題意識が顕在化していると考えられる。

次に「順天府所属」の「習藝所」であるが、受刑者のみを拘禁し、習藝所という名称をつけた理由として、ヨーロッパの「労役場」と同様な「労作的感化」にあると指摘し、この「労作的感化」を重要視するために監獄を、「官立製造場」のようにするおそれがあると述べ、米国のように監獄に「製品陳列場」を設けて公衆の観覧と購買とに便宜を図る場所を設けるといふ営利主義の弊害が徐々に顕れて、監獄の前途にとってはかなり警戒を要する現象であると指摘し、監獄作業の利用による収益は、目的ではなく自然の結果として生み出されるべきものと述べ、収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと批判した（小河 1911b:15）。第3に「法部所属の南北監獄」について、その実態を見ると、紀律の弛緩、衛生の欠陥、教化の不備があり、また建物も古いままなので、小河は政府が欧州の「模範監獄」新築によって、獄制改良を一挙に進めようとしていると推測し、建築は獄制改良の一手段であるに過ぎないとして、至急に「内容的改良」を行う必要があると指摘した（小河 1911d:13）第4に「保定府」所属の「工藝局」は、収容人員370人の内、過半数は20歳以下の未成年で、15歳以下6～7歳の児童も十数名いたという（小河 1911e:15）。この「工藝局」の実質は「感化院にして労役場又は授産場を兼ねたもの」（小河 1911f:12）で、自ら希望して入る場合と、強制的に収容される場合があると説明している。また入所条件は、男子が15歳以上40歳以下、女子も12歳以上40歳以下となっており、学生は7歳以上15歳以下となり、さらに伝染病者などは収容できないとした（小河 1911f:12）。この工藝局について、小河は「遊惰の性」の矯正を目的としているので、自ら希望して入る場合の条件は、貧しく不良や悪癖を持つ者となり、ただ貧しいだけでは、入所できないと述べた。一方強制的に収容される者として「沿街乞食」、「有傷団体者」などと呼ばれた乞食を挙げている。さらに、小河は、工藝局が学校の様式を取っていると述べており、3年で卒業となり卒業証書が与えられ、復学を希望する者には復学を許すという制度であると述べ、この3年の間にどのような「習藝」を収容者に課すのかという点について織布染色、水晶作成、製靴、製紙、木工などの学科を用意していると述べたが、欠点として年齢区分も不十分で、工場の規模も狭いと述べた（小河 1911f:12）。

5. 考察

以上のように清国の現状が、監獄と労役場と養育院と感化院が未分化であり、その内容も極めて不十分であるのに、当局は中国の伝統的な方法を考慮せず、ただ闇雲に形式的な欧州化を進めようとしていることに対して批判的であり、この状況を視察した小河は、その国の歴史や実状にあわせて、改善するべきということを痛感したと考えられる。また清国においても貧民の少年と救済の関係性に関心を持っていることが窺えるが、彼らを救済して、自立させるために、仕事を身につけさせることの重要性を考えた。さらに小河は、監獄などで生み出された製品が、収益の手段となっていることを批判し、監獄のみならず、救済に関しても、それ自身が目的であると考えようになったといえる。